

## 令和7年度からの私立大学医学部の収容定員の増加に係る学則変更予定一覧

○ 大学 21校

令和6年10月

区分 整理 番号	大学名 (設置者名)	学部・学科名	令和6年度 入学定員 (人)	令和7年度 入学定員 (増加前) (人)	令和7年度 入学定員 (増加後) (人)	入学定員 増△減数 (人)	位 置	備 考	附 帯 事 項
私立 1	岩手医科大学 (学校法人 岩手医科大学)	医学部 医学科	130	95	<u>130</u>	35	岩手県紫波郡矢巾町		・歯学部歯学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】 ・薬学部薬学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】
私立 2	自治医科大学 (学校法人 自治医科大学)	医学部 医学科	123	100	<u>123</u>	23	栃木県下野市		・特になし
私立 3	獨協医科大学 (学校法人 獨協学園)	医学部 医学科	126	110	<u>126</u>	16	栃木県下都賀郡壬生町		・特になし
私立 4	埼玉医科大学 (学校法人 埼玉医科大学)	医学部 医学科	130	110	<u>130</u>	20	埼玉県入間郡毛呂山町		・保健医療学部臨床検査学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】 ・保健医療学部臨床工学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】
私立 5	杏林大学 (学校法人 杏林学園)	医学部 医学科	119	105	<u>118</u>	13	東京都三鷹市		・特になし
私立 6	順天堂大学 (学校法人 順天堂)	医学部 医学科	140	105	<u>138</u>	33	東京都文京区	・「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく特定地域内学部収容定員増抑制の除外規定の適用による特例	・特になし

区分 整理 番号	大学名 (設置者名)	学部・学科名	令和6年度 入学定員 (人)	令和7年度 入学定員 (増加前) (人)	令和7年度 入学定員 (増加後) (人)	入学定員 増△減数 (人)	位置	備考	附帯事項
私立 7	昭和大学 (学校法人 昭和大学)	医学部 医学科	131	110 (※)	131	21	東京都品川区 山梨県富士吉田市	・「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく特定地域内学部収容定員増抑制の除外規定の適用による特例	・特になし
私立 8	帝京大学 (学校法人 帝京大学)	医学部 医学科	118	110	119	9	東京都板橋区	・「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく特定地域内学部収容定員増抑制の除外規定の適用による特例	・理工学部情報電子工学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】 ・医療技術学部臨床検査学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】 ・福岡医療技術学部診療放射線学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】 ・外国語学部国際日本学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】 ・理工学部航空宇宙工学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】 ・福岡医療技術学部理学療法学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】 ・福岡医療技術学部作業療法学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】 ・福岡医療技術学部看護学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】
私立 9	東京医科大学 (学校法人 東京医科大学)	医学部 医学科	123	113 (※)	125	12	東京都新宿区	・「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく特定地域内学部収容定員増抑制の除外規定の適用による特例	・特になし
私立 10	東邦大学 (学校法人 東邦大学)	医学部 医学科	123	110	123	13	東京都大田区	・「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく特定地域内学部収容定員増抑制の除外規定の適用による特例	・理学部生命圏環境科学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】

区分 整理 番号	大 学 名 (設置者名)	学部・学科名	令和6年度 入学定員 (人)	令和7年度 入学定員 (増加前) (人)	令和7年度 入学定員 (増加後) (人)	入学定員 増△減数 (人)	位 置	備 考	附 帯 事 項
11	私立 日本大学 (学校法人 日本大学)	医学部 医学科	135	120	135	15	東京都板橋区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく特定地域内学部収容定員増抑制の除外規定の適用による特例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法学部法律学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・文理学部史学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・文理学部体育学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・文理学部心理学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・理工学部建築学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・理工学部海洋建築工学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・理工学部応用情報工学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・理工学部数学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・生産工学部建築工学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・生産工学部数理情報工学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・工学部情報工学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・第二部法学部法律学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・通信教育部法学部の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・通信教育部文理学部の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・通信教育部経済学部の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】</li> <li>・通信教育部商学部の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】</li> </ul>

区分 整理 番号	大 学 名 (設置者名)	学部・学科名	令和6年度 入学定員 (人)	令和7年度 入学定員 (増加前) (人)	令和7年度 入学定員 (増加後) (人)	入学定員 増△減数 (人)	位 置	備 考	附 帯 事 項
私立 12	日本医科大学 (学校法人 日本医科大学)	医学部 医学科	125	110	125	15	東京都文京区	・「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく特定地域内学部収容定員増抑制の除外規定の適用による特例	・特になし
私立 13	北里大学 (学校法人 北里研究所)	医学部 医学科	126	110	126	16	神奈川県相模原市		・健康科学部看護学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】 ・健康科学部医療検査学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】
私立 14	聖マリアンナ医科大学 (学校法人 聖マリアンナ医科大学)	医学部 医学科	117	110	117	7	神奈川県川崎市		・特になし
私立 15	東海大学 (学校法人 東海大学)	医学部 医学科	118	110	118	8	神奈川県平塚市 神奈川県伊勢原市		・情報理工学部情報科学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】 ・海洋学部海洋生物学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】 ・海洋学部海洋理工学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】 ・農学部食生命科学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】
私立 16	愛知医科大学 (学校法人 愛知医科大学)	医学部 医学科	115	105	115	10	愛知県長久手市		・特になし
私立 17	藤田医科大学 (学校法人 藤田学園)	医学部 医学科	120	110	122	12	愛知県豊明市		・特になし

区分 整理 番号	大 学 名 (設置者名)	学部・学科名	令和6年度 入学定員 (人)	令和7年度 入学定員 (増加前) (人)	令和7年度 入学定員 (増加後) (人)	入学定員 増△減数 (人)	位 置	備 考	附 帯 事 項
私立 18	関西医科大学 (学校法人 関西医科大学)	医学部 医学科	127	110	<u>127</u>	17	大阪府枚方市		・特になし
私立 19	近畿大学 (学校法人 近畿大学)	医学部 医学科	112	95	<u>108</u>	13	大阪府大阪狭山市		・通信教育課程法学部法律学科の収容定員未充足の是正に努めること。【遵守事項】
私立 20	兵庫医科大学 (学校法人 兵庫医科大学)	医学部 医学科	112	108	<u>112</u>	4	兵庫県西宮市		・リハビリテーション学部理学療法学科の収容定員超過の是正に努めること。【遵守事項】
私立 21	川崎医科大学 (学校法人 川崎学園)	医学部 医学科	126	110	<u>124</u>	14	岡山県倉敷市		・特になし

(注) 1 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等に基づく令和12年度までの期限を付した医学部の収容定員増の認可申請。

→地域の医師確保、研究医養成を行う大学の特例のための定員増。

2 申請期限の特例に基づく収容定員増。

3 今回の認可申請において変更する部分についてアンダーラインを付す。

4 令和7年度入学定員(増加前)の欄に(※)を付した大学は学則上の入学定員ではなく、募集定員を示している。